| 改正前 | 改正後 |
| --- | --- |
| （総則）<br>第１条　発注者及び受注者は、契約書記載の工事の請負契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の仕様書、設計書及び図面（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの仕様書、設計書及び図面を「設計図書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。<br><br>２～１３　（略） | （総則）<br>第１条　発注者及び受注者は、契約書（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）記載の工事の請負契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の仕様書、設計書及び図面（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの仕様書、設計書及び図面を「設計図書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。<br>２～１３　（略） |

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。